【1994年2月18日】児童手当制度の改正について(諮問書、要綱)

社会保障制度審議会

平成6年2月18日

社会保障制度審議会 会長 隅谷三喜男殿

厚生大臣 大内啓伍

諮問書

児童手当制度に関し、別添要綱のとおり改正を行うことについて、社会保障制度審議会 設置法(昭和23年法律第266号)第2条第2項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

児童手当制度改正案要綱

第一 改正の目的

育児を支援するための各種サービス等の充実を図る観点から、児童手当制度の福祉施設の事業を拡充することとする。

今回の改正は、そのために必要な財源手当を行うものである。

その内容は、余裕財源がある場合にのみ事業を行うこととしている現行の仕組みを改め、 育児を支援するためのサービス等 (「児童育成事業」と称する。) を実施するために拠出金 を徴収することができる旨の規定を設けるなどの措置を講じるものである。

第二 改正の要点

(1) 拠出金の徴収の目的

拠出金徴収の目的を改め、現金給付に要する費用に加え、新たに児童育成事業に要する費用に充当するために徴収するものとすること。

(2) 拠出金の率 (平成6年度の拠出金率は1,000分の1.1とする。)

毎年度の拠出金率の算定に当たり、新たに児童育成事業に要する費用に充てるため の金額を算定要素に加えること。

拠出金率のうち児童育成事業に要する費用に充てる額に係る率について一定の制限を設けること。

(3) 児童育成事業の額

福祉施設事業は余裕金があるときに行うことができることとしている現行の規定を改め、確定財源をもって育児を支援するための各種サービス等を行うことができる旨の規定とする。

(4) その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

(5) 施行期日等

一部を除き平成6年4月1日から施行すること等施行に当たっての所要の規定を設けること。